

## 授業料等滞納による除籍者の復籍に関する規程

(趣旨)

**第1条** 学則第50条第3号及び除籍に関する補足第3条第3号により除籍された者については、本規程による猶予措置をもって、復籍の機会を設けることができる。

(復籍)

**第2条** 授業料等の滞納により除籍された者が復籍を希望する場合は、除籍の通知を受けた日から1週間以内に、次の書類をもって復籍を願い出ることができる。

(1) 保証人連署の復籍願 (所定様式1)

(2) 保証人連署の誓約書 (所定様式2)

(滞納授業料等の納入)

**第3条** 復籍を願い出る者は、その際に滞納金の全額を納入しなければならない。

(復籍の許可)

**第4条** 前条に規定する手続によって復籍を願い出た者については、教授会の議を経て、復籍の許可を与える。

(復籍許可の発効日)

**第5条** 復籍を許可された者の復籍の年月日は、除籍の日の翌日とする。

(適用の制限)

**第6条** 本規程の適用回数は、同一年度・同一人に対して1回限りとする。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。